平成26年度第1回 北海道青少年健全育成審議会

議事録

日 時:平成26年6月6日(金)午後1時30分開会場 所:北海道庁別館10階企業局会議室

1 開 会

〇事務局(田中青少年担当課長) 皆様、本日はお忙しい中御出席をいただき、ありがとう ございます。

ただ今から、平成 26 年度第 1 回北海道青少年健全育成審議会を開催いたします。私は、環境生活部くらし安全局道民生活課青少年担当課長の田中です。議事に入りますまで、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、環境生活部くらし安全局長佐藤敏から、ご挨拶を申しあげます。

2 挨 拶

〇事務局(佐藤くらし安全局長) 環境生活部くらし安全局長の佐藤でございます。人事異動がございまして、4月から局長を務めさせていただくことになりました。今後ともよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様には、大変、ご多忙の中、北海道青少年健全育成審議会にご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、昨年度は、皆様方のご協力により、北海道青少年健全育成条例の一部を改正いたしまして、この4月1日から施行しているところでございます。重ねてお礼申し上げます。

道といたしましては、今後、条例改正の効果につきまして、アンケートや各種調査による 検証を行って、委員の皆様方にご報告させていただくとともに、改めてご意見を賜りたいと 考えております。

本日は、平成 25 年度の「北海道青少年健全育成条例の取組」についてご報告させていた だくほか、「北海道青少年健全育成基本計画の見直しについて」諮問させていただくことを 予定しております。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見やご指導を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ですが挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

3 自己紹介

〇事務局(田中青少年担当課長) まず、この4月に団体等で人事異動等がございました関係上、新たに委員となられた皆様に自己紹介をしていただきたいと思います。私の方からご指名させていただきます。五十音順でお願いします。まず、鹿野内委員、お願いいたします。

〇鹿野内委員 北海道中学校長会から参りました、札幌市立北野中学校の鹿野内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

- 〇事務局(田中青少年担当課長) ありがとうございます。次に、鈴木委員、お願いいたします。
- 〇鈴木委員 一般社団法人ガールスカウト北海道連盟で副会長をさせていただいております鈴木と申します。どうぞよろしくお願いします。
- 〇事務局(田中青少年担当課長) ありがとうございます。次に、野村委員、お願いいたします。
- 〇野村委員 私の場合は、前に務めていました北海道新聞の池野が2月に亡くなったものですから、その後任となります。北海道新聞編集委員の野村と申します。よろしくお願いします。
- 〇事務局(田中青少年担当課長) ありがとうございます。宮川委員、お願いいたします。
- 〇宮川委員 北海道高 P 連の事務局長を務めております、宮川と申します。よろしくお願い します。
- 〇事務局(田中青少年担当課長) それでは続きまして、さきほど佐藤局長が4月に代わったという話しがございましたが、事務局の方も人事異動により代わっておりますので、異動者の自己紹介をさせていただきます。
- ○事務局(加藤主幹) 4月1日に道民生活課に参りました加藤と申します。どうぞよろしくお願いします。
- 〇事務局(伊林主幹) 同じく道民生活課の伊林と申します。北海道警察からの派遣で来ております。本会終了後の部会の方も担当させていただきます。よろしくお願いします。
- 〇事務局(盛本主査) 同じく4月1日の人事異動で道民生活課にお世話になっております 盛本と申します。よろしくお願いします。
- 〇事務局(佐伯主任) この4月に教育庁から参りました佐伯と申します。どうぞ、よろしくお願いします。
- 〇事務局(田中青少年担当課長) 今年度は、このメンバーで審議会の事務局を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

4 議事

〇事務局(田中青少年担当課長) それでは、会議の方に移らせていただきます。始めに、会議の成立について、ご報告いたします。北海道青少年健全育成条例第 50 条第 2 項の規定によりまして、「審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」とされていますが、本日、委員定数 15 名のうち 13 名の出席をいただいておりますことから、本会議は成立していることをご報告いたします。

また、本日は、オブザーバーといたしまして、青少年行政を推進するために道庁内に設置している青少年健全育成推進本部の幹事の方もご出席しておりますことを、併せてご報告いたします。

〇事務局(田中青少年担当課長) それでは、議題に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。お手元に、ホチキス止めをしておりますので、漏れがないかどうかの確認でございますが、資料1-1から資料6まで、資料1が北海道青少年健全育成審議会傍聴要領、資料2北海道青少年健全育成審議会傍聴要領、資料2北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会設置要綱、資料4平成25年度北海道青少年健全育成条例の取組について、資料5-1北海道青少年健全育成基本計画に基づく施策体系、資料5-2北海道青少年健全育成計画の指標の検証、そして資料5-3といたしまして、北海道青少年健全育成計画の改定業務スケジュール、そして資料6といたしまして、北海道青少年健全育成条例の改正と現行の基本計画。事前に資料を配付させていただいておりましたが、資料6につきましては資料の作成が間に合わなかったことから、本日の配布になりましたのでご了承いただければと思います。足りない資料は、ございませんでしょうか。あと、施策体系とスケジュールは字が小さいのでA3で拡大したものをお手元にお配りさせていただきましたので、そちらの方でご覧いただければと思います。

本日の会議ですが、終了は午後3時ころを目途としております。議事の進行にご協力いただければと思います。

〇事務局(田中青少年担当課長) それでは、議事に入ります。これからの進行は、千葉会 長にお願いいたします。

〇千葉会長 みなさん、こんにちは。ここからは私が進行役を務めさせていただきます。よ ろしくお願いします。なお、事務局の方からもありましたように、午後3時頃にはこちらの 審議会を終わらせていただきたいと思います。というのは、午後3時から引き続きまして部 会が開かれることになっております。部会委員の方はお疲れとは思いますが、その後もよろ しくお願いします。

それでは入りますが、その前に、新たに委員になられた方が4人おられることですし、平成26年度の第1回目の会議でもありますので、確認の意味も含めてまして、本会議の公開と傍聴要領につきまして、事務局に説明していただきたいと思います。それではよろしくお願いします。

〇事務局(佐伯主任) まず、資料1-1をご覧ください。審議会の公開について説明をいたします。一般に附属機関の会議の内容については、北海道情報公開条例によって、原則公開とされております。それに則りまして、本審議会につきましても、一般に公開し、報道や一般傍聴を認めることとし、議事録や配付資料についても道庁のホームページで公開することとしております。

一方で、この審議会の後に予定しております「社会環境整備部会」につきましては、有害 図書等の指定に係る審議が主な内容となりますので、特定企業の不利益になったり、委員の 自由闊達な発言を妨げる可能性がございますので、それについては非公開としているところ です。

続きまして、資料1-2をご覧ください。一般傍聴の要領について定めたものでございます。一般の方が傍聴を希望される際は、事前または当日に受付をされ、会長の許可を得た上、会場へ入場することとなっております。受付は先着順でございます。会議の最中に、拍手などの方法で賛成、反対などの意見表明ですとか、撮影、録画、録音等は原則認められておりません。これに従わない場合は、退場していただく場合もあると定めております。以上でございます。

〇千葉会長 ただいま事務局から、本会議の公開と傍聴要領の説明がありましたが、特に新 委員の皆様方、ご質問等はございませんでしょうか。ありましたら出していただきたいと思 います。

(発言者なし)

(1) 説明事項

① 北海道青少年健全育成審議会の所掌事項について

〇千葉会長 よろしいでしょうか。それでは、次に、説明事項ですが、お手元の次第のとおり、2つの項目があります。そのうち、はじめに、「北海道青少年健全育成審議会の所掌事項について」、これに対して、事務局から説明をお願いします。

〇事務局(加藤主幹) 北海道青少年健全育成審議会の所掌事項についてでございますが、 私の方からは資料2「北海道青少年健全育成条例抜粋」を使って説明させていただきます。 お手元の資料は条例の第5章を構成する第45条から第52条について、抜粋したもので ございまして、第5章は「北海道青少年健全育成審議会」に係る規定でございます。

まず、第45条は、設置根拠でございまして、北海道青少年健全育成審議会は、北海道における青少年の健全な育成を図ることを目的として、知事の附属機関として、設置することとされているものでございます。

次に所掌事項でございますが、第46条でございまして、1号には、知事の諮問に応じ、 青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議することとされております。 具体的には、基本計画の策定や、有害興行、有害図書類、有害がん具類、有害刃物、有害 広告物を指定するとき、あるいは、有害図書類等として判断するための基準である規則を定 めるときなどでございます。

また、2号では、1号のほか、この条例の規定によりその権限に属された事務を所掌するものとされておりまして、具体的には、お手元の抜粋には記載されていないのですが、例えば、条例第55条で、興行や図書類、広告物が著しく粗暴性を助長しているなどの理由で、「これは青少年の健全な育成を害するおそれがあるのではないか」と思料するときなどの際には、誰であっても、審議会にその旨を申し出ることができることとされておりますが、そのような申出に係る事務でございます。

第2項といたしまして、審議会の健全な育成に関し必要と認める事項を知事に建議することができるとされているところです。建議とは、あまり使われない言葉でございますが、一般的には意見を申し立てるという意味が近いかと思われます。審議会は、独自の考え方やさきほどの一般の方からの申出などを踏まえまして、青少年の健全な育成に関し、必要と認める事項を知事に建議することができるとされております。以上でございます。

〇千葉会長 はい。ありがとうございます。ただ今、事務局から「北海道青少年健全育成審議会の所掌事項について」説明がありましたが、特に、新たに委員になられた方、それ以外の方を含め、再度、確認しておきたい事項などありましたら、出していただきたいと思います。

(発言者なし)

〇千葉会長 特に、ございませんでしょうか。それでは、続きまして、「北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会の所掌事項について」、これを事務局から説明していただきます。

② 北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会の所掌事項について

〇事務局(伊林主幹) 北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会の所掌事項について、 お手元の「資料2」、「資料3」をもとに説明させていただきます。

まず、「資料2」の条例の抜粋をご覧ください。条例第51条第1項でございますが「審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。」とされております。同項に基づき設置されているのが、北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会になります。

また、第51条第2項により「部会は、審議会から付託された事項について調査審議する。」 となっております。

部会の所掌事項は、「資料3」の「北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会設置要綱」の第2条において、青少年の健全な育成のための社会環境の整備に関する事項を調査審議すること、青少年の福祉を阻害する行為に関する事項を調査審議すること、その他、審議会から付託された事項を調査審議すること、となっており、審議会から付託されている事項

として、有害興行の指定、有害図書類の個別指定、有害がん具類の個別指定、有害刃物の指定、有害広告物の個別指定や有害図書類の包括指定の写真又は図画及び場面の基準、有害がん具類の包括指定の形状、構造又は機能の基準、有害刃物の基準、有害広告物の包括指定の写真又は図画の基準、深夜立入禁止とする設備を設けて客に遊戯又はスポーツを行わせる営業を行う施設を定めることとなっております。

なお、昨年度は、知事から諮問のあった「条例改正についての基本的考え方について」審議会から付託を受け、部会において審議を重ねていただいたところでございます。以上でございます。

〇千葉会長 説明ありがとうございます。ただいまの部会の所掌事項につきまして、質疑の ある方はいらっしゃいますか。

(発言者なし)

(2) 北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会委員の指名について

〇千葉会長 ないようですので、次に移らせていただきます。次は、議題(2)の「北海道青 少年健全育成審議会社会環境整備部会委員の指名について」であります。この点につきまし て、事務局から説明をお願いします。

〇事務局(伊林主幹) はい。北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会の委員でございますが、1名が空席、そして、前委員の美馬委員が推薦団体における人事の都合上、辞任されることになりまして、現在定数6名のうち2名の欠員が生じております。

部会の委員は、条例及び要綱により、会長が指名することになっており、要綱第3条第3項では、「部会委員の任期は、2年とする。ただし、部会委員が欠けた場合における補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。」となっており、前任者の残任期間は、平成27年7月31日までとなっています。以上でございます。

〇千葉会長 はい、説明ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明にありますとおり、部会の委員につきましては、私が指名するようになっています。そこで、早速ではありますけれど、2名の方を指名したいと思います。まず、1名といたしましては、報道にお詳しい野村委員、それからもう1名は学校教育の専門家である鹿野内委員、この2人にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」との発言あり)

〇千葉会長 ありがとうございます。それでは、お二人を部会の委員に指名させていただきます。お二人とも、よろしくお願いします。

(3) 報告事項

① 北海道青少年健全育成条例の取組について

〇千葉会長 引き続き次第(3)の報告事項に移らせていただきます。「北海道青少年健全育成条例の取組について」事務局に報告をお願いします。

〇事務局(佐伯主任)資料4をご覧ください。平成25年度北海道青少年健全育成条例の取組について、という資料でございます。この条例に基づき、青少年が健やかに成長していくための環境整備に向けた取組について、事務局からご報告したいと思います。

まず、一つ目の有害興行についてですが、条例では、その映画の内容が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等と認められる場合につきましては、「有害興行」として指定し、青少年の観覧を禁止することが出来ることとなっています。道では、映画倫理委員会いわゆる映倫がR18指定をした映画につきまして、有害興行として指定しておりまして、昨年度は111件の映画を指定しているところでございます。

次に、有害図書についてでございます。雑誌や書籍につきましても、映画と同様に、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるものにつきまして、有害図書として指定し、青少年への販売等を禁止しております。指定につきましては、社会環境整備部会からの答申を元に指定しております。平成25年度につきましては、条例改正の協議を優先したため、このように0件と実績がありません。なお、本日の部会では6件の図書を諮問する予定でおります。

次に、3番目の図書類自動販売機等についてでございますが、条例上、図書などの販売や貸出しを目的とした自動販売機の設置や廃止については、知事への届出を義務付け、青少年が有害な図書等を購入できないよう管理しているところです。台帳上では現在道内に、151台設置されていることになっておりますが、現実には、実際に稼動しているものはないと認識しております。設置者が所在不明になるなど、台帳から削除できないものでございます。このうち備考欄に記載しておりますが自動販売機35台、貸出機6台については、設置場所から撤去されていることを確認し、管理を停止しているものです。

次に4番目、立入調査についてでございます。本庁および各振興局の職員、市や道警の職員を立入調査員として指名しておりまして、書店やカラオケボックス、携帯電話販売店などを訪問し、本条例が各店舗で遵守されているかを確認して、必要に応じて指導をしております。また、カラオケボックス等に青少年を深夜に入場させていないかなどの調査のため、夜間に調査を行う場合もございます。平成25年度は、全道で2,130件実施し、うち193件につきましては夜間立入となっております。前年度の平成24年度から比べると件数が減少しておりますので、立入調査員の会議等で、積極的な働きかけをして参りたいと思っております。

最後に措置命令ですが、先ほどの図書類自動販売機に有害図書類が収納されている場合に、設置者に対して撤去や必要な措置を命ずることができることとなっていますが、先ほど申し上げましたとおり、稼動している自動販売機が実際にはないことから、平成24年度か

ら措置命令の実績についても〇件ということで、実績はございません。以上です。

〇千葉会長 説明ありがとうございます。ただいまの報告について、何か質問等はございませんでしょうか。資料4の条例の取組について、ただいま報告がありましたがいかがでしょうか。

(発言者なし)

(4) 諮問

① 北海道青少年健全育成基本計画の見直しについて

〇千葉会長 特にないでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この件はここまでにさせていただきます。それでは、次に移らせていただきます。

次は、議事(4)の諮問について扱います。これは「北海道青少年健全育成基本計画の見直 しについて」知事から諮問があるとのことですので、お受けしたいと思います。

〇事務局(佐藤くらし安全局長) それでは、諮問させていただきます。北海道青少年健全育成基本計画の見直しについて諮問します。

北海道の明日を担う青少年が、心身ともに健やかに、たくましく成長することは、道民すべての願いであり、道では、青少年が健全に育成される社会の実現を目指して、平成20年3月に「北海道青少年健全育成基本計画(どさんこユースプラン)」を策定し、各種施策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

また、近年の情報化社会の急速な進展等により青少年を取り巻く環境が大きく変化していることから、これに対応するため貴審議会の答申を得て、北海道青少年健全育成条例の一部を改正し、平成26年4月に施行したところです。

さらに、国においては、「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、子ども・若者の健やかな育成と社会生活の円滑な営みに関する支援等について、その基本理念や施策の基本事項を掲げており、同法により都道府県においても、「子ども・若者育成支援の計画」の作成に努めることとされております。

北海道青少年健全育成基本計画は、青少年を取り巻く社会情勢や環境の変化等を踏まえ、 おおむね5年後に施策の進捗状況等の検証を行い、その結果等を踏まえ、必要に応じ見直し を行うこととされていることから、こうした状況を踏まえ、同基本計画の見直しについて審 議会の意見を求めるものです。

諮問の具体的内容などにつきましては、このあと事務局からご説明申し上げます。委員の 皆様よろしくお願いいたします。

〇千葉会長 ただいま、知事から諮問を受けました。事務局に、この件について説明をして いただきたいと思います。

〇事務局 (盛本主査)

お手元の資料に沿って説明いたします。既に3月の審議会で説明あるいはご意見を伺っており、説明が重複する部分もあろうかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。また、さきほど田中課長から説明がありましたが、資料5-1と資料5-3につきましては拡大したA3版をお手元にお配りしております。拡大に当たりまして、若干追加修正しており、A3版が最新となっておりますのでA3版でご説明いたします。

まず、ただいまお配りいたしました諮問文の写しに沿いまして、北海道青少年健全育成基本計画の見直しにつきまして、あらためてご説明いたします。諮問の理由は大きく3点でございます。1点目は、お手元の諮問文写しに記載しております、諮問の理由の6行目『審議会の答申を得て、北海道青少年健全育成条例の一部を改正し、平成26年4月に施行したところ。』と記載されてありますとおり、今回改正した条例の内容を基本計画に反映する必要があると考えております。

2点目は、一行空けまして中段3行目に記載しております、『都道府県においても、「子ども・若者育成支援の計画」の作成に努めること』と記載されてありますとおり、見直しに当たりましては基本計画の施策体系に「子ども・若者育成支援推進法」や同法に基づき策定されております大綱で示された施策や取組を盛り込んでいくことになろうかと考えております。

3点目でございます。さらに一行空けまして一番最後のセンテンスになりますが、2行目に記載しております、『おおむね5年後に施策の進捗状況等の検証を行い、その結果等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこと』と記載されてありますとおり、基本計画自身の規定に基づき見直しについて検討することとされているものでございます。

それでは、資料5-1の説明に入ります。現行の北海道青少年健全育成基本計画に基づく施策体系を示しております。まず、一番左側の、「目的」につきましては、北海道青少年健全育成条例第1条に記載されているものでございます。隣に記載されている「基本方針」は、同じく条例第8条の施策の基本方針を記載しております。その隣の「施策の目標」は、基本方針に基づきまして、現状認識を踏まえて設定しているものであります。この施策の目標に基づきまして、「主な取組」を設定し、具体的な施策を進めております。今回は、具体的な主な取組とそれに繋がる現行の施策についての説明はいたしませんが、現行の施策の体系に基づいた形でさらに検討を進めていくことになろうかと思います。体系ではございませんが、一番下に記載されております、「推進体制」欄は、現行計画第5章ですが、官民一体となった道民総ぐるみによる活動の積極的な展開と青少年の健全育成に関する施策を総合的に推進するための体制などを記載しております。

先ほど諮問の理由の説明でもお話しいたしましたが、「子ども・若者育成支援推進法」や同法に基づいて策定されました大綱、子ども・若者ビジョンで示された施策や取組、特に、前回審議会でご意見をいただいているうえ、他県でも課題となっております、ニートや引きこもりにつきましても、施策体系への反映の検討が必要かと考えております。

続きまして資料5-2でございます。前回審議会では全ての項目のデータが揃っておらず 案としてご案内しましたが、その後、決定したことから、今回あらためてお示しするもので す。この検証結果を踏まえ新たな数値目標などを検討することになろうかと考えておりま す。前回、各委員からいただいたご意見の反映や指標として漏れがないかなど、事務的な作業はこれからになろうかと考えております。個別具体につきましては、後ほどご覧いただきまして、疑問点につきましてはお手数ですが後日ご照会いただければと存じます。

続きまして資料5-3でございます。資料5-3は計画改定までのスケジュールを記載しております。スケジュールにつきましてはこれまでもお示ししてきたところですが、もう少し具体的に日程や内容を整理しましたので、あらためて説明いたします。本日6月6日に基本計画の見直しについて諮問いたしました。本来であれば、見直しの諮問と同時に基本計画素案検討のためのたたき台をご用意するところではありますが、もう少々お時間をいただきまして、引き続き、事務局において、計画素案検討のためのたたき台を作成する作業を行います。概ね7月上旬を目途に、計画素案検討のためのたたき台を各委員にお送りいたしますので、ご検討をいただきたいと考えております。

計画素案検討のためのたたき台へのご検討につきましては、7月下旬を目途にご返送いただきまして、計画素案検討用として事務局で取りまとめた後に、庁内検討会議で計画素案の内容について検討するよう照会いたします。庁内検討会議での検討内容をとりまとめ、9月中旬を目途に、審議会各委員あてに計画素案をお送りいたします。9月下旬から10月上旬の間に審議会を開催いたしますので、計画素案をご審議いただきたいと考えております。ご審議いただいた内容を踏まえまして、10月に計画素案を決定いたします。ここまでが当面の審議に係るスケジュールとなっております。

その後、計画素案をもちまして11月にパブリックコメントを実施いたします。平行して 北海道議会環境生活委員会へ計画素案を報告いたします。パブリックコメント終了後、道民 の皆様から寄せていただいたご意見を踏まえ、計画案のたたき台を事務局で作成いたしま す。計画案のたたき台は庁内検討会議での検討を経た後に、審議会各委員へお送りいたしま すので、内容をご検討いただき、12月下旬を目途に計画案を決定いたします。計画案につ きましては、1月中に審議会を開催いたしますので、そこでご審議いただいたうえで、答申 をいただくことになります。審議会での審議内容や答申を踏まえまして、庁内検討会議で最 終的に確認し、平成27年3月に基本計画の改定を決定する、という日程になっております。

非常に厳しい日程でありますし、とりわけ、郵送でお願いします計画素案検討のためのたたき台のご検討や、パブリックコメントを踏まえた計画案のご検討に要する期間が短期間であり、ご多忙中のところ、お時間を割いていただくことになろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。以上、施策の体系、指標の検証、業務スケジュールにつきまして、雑ぱくではありますが事務局からの説明を終わります。

〇事務局(加藤主幹) それでは、引き続き、私の方から、本日追加でお配りしました資料 6「北海道青少年健全育成条例の改正と現行の基本計画」に基づきまして、説明させていただきます。まず、1ページ目は4月1日に施行されました健全育成条例の主な改正のポイントを整理したものでございまして、改正の4項目について、かいつまんで説明させていただいて、2ページ目以降は、条例改正内容が、現行の基本計画のどこに関係してくるかという観点で事務局で一覧表にさせていただいたものです。まず、一つ目ですが、青少年の定義でございますが、これまでは「学齢の始期から」と下限を定めておりましたが、例えば、カラ

オケボックスなどにおいて、深夜、未就学児童を連れて利用する保護者が見られることから、このような状況に対応するために、下限年齢を撤廃したものでございます。次に、携帯電話に関する各種の義務でございます。これには、まず(ア)の青少年であるかどうかについての携帯電話事業者の確認義務でございます。次に(イ)でございますが、昨今スマートフォン等の青少年の利用につきまして、犯罪被害にあってしまうなどの状況がございますので、事業者は、保護者に対して、スマートフォン等の利用によって青少年が有害情報等を閲覧するリスクが生じてしまうことと、フィルタリングサービスの内容を説明するとともに、これに係る書面を交付する義務を定めたものでございます。また、説明を受けたにもかかわらず、保護者がフィルタリングサービスを利用しないということになった場合には、ひとつ飛んでイの保護者の義務でございますが、理由を記載した書面を携帯電話事業者に提出する義務を設けまして、これを受けて、ひとつ戻って(ウ)でございますが、携帯電話事業者は書面を保存する義務を設けたものでございます。

次の柱でございますが、(3)の個室等の立ち入り制限等でございます。個室とは、カラオケボックスやインターネットカフェ等でございますが、施錠できる個室ですとか、内部の見通しを妨げる設備を設けている個室、具体的には高い壁などで仕切られている個室でございますが、こういう個室には青少年を客として立ち入らせないよう努める、という努力義務を定めたものです。また、イでございますが、青少年を客として立ち入らせたときは、施設内の巡回に努めるという、こちらも努力義務を定めたもでございます。

次に、(4)の場所の提供等の禁止でございます。従前から、飲酒や喫煙、あるいは、大麻や覚醒剤の使用などといった不健全な行為を行うことを未然に防止するために、このような非行の温床ともいうべき場所を貸し出す行為を条例で禁止しておりましたが、これに「違法ドラッグの使用行為」が追加されたものでございます。なお、ここでいう「場所」というのは、さきほどの(3)より概念が広く、喫茶店や飲食店、旅館、アパート、自宅なども含まれるものでございます。

この改正を受けまして、さきほど説明がありました、資料5-1の施策体系のうちのローマ数字のⅢ社会環境の浄化の促進とⅣの青少年の福祉を阻害する行為の防止促進の部分を抜き出したのが、2ページ目以降でございます。主な取組の番号で言いますと(34)以降になります。表の左側が現行の基本計画の規定で、備考欄に事務局でメモ書きがございます。丸印が今回の条例改正に関連するもの、星印がそれ以外のものでございます。なお、この表には、国の「子ども・若者育成支援推進法」に関するものは、記載されてございません。

まず、主な取組(35)薬物乱用の防止対策の推進でございますが、昨今、脱法ドラッグが社会問題になりまして、国においては薬事法の改正により禁止されたところでございますが、この部分をどうするかが、ご検討いただくポイントの一つになるのではないかと思っております。

次のページでございますが、主な取組の(36)から(38)まででございますが、この後の備考欄空欄の取組についても同様でございますが、条例の改正に伴う直接的な影響はないのではないかと考えるところでございますが、昨今の青少年を取り巻く情勢により、中間見直しを要する部分があるかどうかという点も含めまして、ご意見を賜れればと思います。次のページでございますが、主な取組(39)の有害情報対策の取組でございますが、さき

ほどご説明いたしましたフィルタリングサービスに係る条例改正により設けられた各種義務について、計画に反映される部分もあるのではないかと考えております。また、さらに次のページでございますが、主な取組(42)の事業者等の自主規制の促進でございます。今回、カラオケボックス、インターネットカフェ等への立入制限の努力義務が設けられたところでございますので、事業者に対する啓発や協力要請が必要になってくるのではないかと思われます。次のページでございますが、主な取組(44)でございますが、ここに置くべきかどうかという部分もございますが、昨今、リベンジポルノ問題が社会問題となっているところでございます。次のページの主な取組(45)から(47)につきましては、今回の条例改正とは直接関連しない部分と思われます。

これらの点につきまして、また、今後、資料5-3でお示しいたしましたスケジュールで、 ご審議、ご意見を賜れればと思っているところです。以上、雑ぱくではございますが、説明 を終わらせていただきます。

〇千葉会長 説明ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明によりますと、基本計画の見直しについては、今後、北海道青少年健全育成推進本部からの素案を基に、本会で審議して答申をするこということになりますけれど、これまでの説明を聞いてお分かりのとおり、かなり内容が盛りだくさんです。みなさんの間で質問あるいはご意見があるのではないかと思われます。あまり長い時間は取れないのですが、いかがでしょうか。自由にご発言ください。はいどうぞ、日置委員。

〇日置委員 施策の体系についてですが、国の子ども若者育成支援推進法の中でも子どもの 貧困問題が非常にクローズアップされています。私自信もソーシャルワーカーをしているの で、子どもの経済的なハンディキャップが健全な育成を妨げるということが非常に大きいの ではないかと感じているのですが、体系の項目の中に経済的な問題とかがあまり見えないの です。その点は、どこに含まれるのかが気になります。あと、子育て支援は、福祉の方に入 ってしまうのかもしれませんが、データや数値目標を見ても、例えば虐待の件数とか、日々 感じているのが精神障がいのある方、今、メンタルヘルスが非常に害されている時代だと思 いますが、精神障がいを持つ親に育てられている子どもたちの健全育成というのは非常に危 ない状況にあると危機的に感じているので、障がいのある親に育てられている子どもへの対 応ということも含めて、どこかに要素が入ってくれば、実感としては嬉しいところです。

〇千葉会長 今、日置委員の方から、質問のありました件について何か事務局の方で、 言えることがありましたら、出してみてください。

〇事務局(加藤主幹) 本日、資料6でお示しいたしましたのは、条例に関する部分の項目 の洗い出しの事務局素案でございまして、国の制度改正に伴うものにつきましては、これからまた作業を続けて行きたいと考えているところです。

〇事務局(田中青少年担当課長) 主な取組なり、体系の一つとして、困難を有する子ども

若者への支援の項目を起こすというのも、考え方としてあり得るかと思います。それを含めて、今後検討させていただきたいと考えております。

〇日置委員 それでは、たたき台を待って、ということですね。

〇千葉会長 よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。質問、疑問、何でも結構です。北平委員どうぞ。

〇北平委員 資料5-2の指標の検証の所ですが、20個の項目が立っているのですが、例えば、「こういうものがあった方が良いのではないか」というのは、別な機会に聞いた方が良いですか。

〇千葉会長 これだけでは足りないということがあった場合、さらにそれを加えることは可能なのかどうかという質問ですね。

〇北平委員はい、ちょっと思うところがあったものですから。

〇事務局(田中青少年担当課長) その点についても、こちらの方で作業を進めていく中で、またご照会させていただきますけれど、何か、今、ご意見がございましたら、ご発言頂ければと思います。

〇北平委員 「地域ぐるみで青少年を育てる環境づくりの促進」の指標項目である「地域の身近な場所での居場所づくり」の中に、指標項目が放課後児童クラブの数とか、ファミリー・サポート・センター数とかが書かれているのですが、児童クラブというのは、そこに登録した子どもだけが行く居場所づくりで、登録していないお子さんの居場所が、すごく今、無いということが、今の活動をしていて感じているところです。例えば、児童館とか、放課後に学校を開放して月に何回とか子どもの居場所をつくることを市町村で補助を受けながら進めていると聞いているのですが、そういう取組も居場所づくりの指標の一つになるかと。

ファミリー・サポート・センター数というのは、どちらかというと次の子育て支援の推進の方になるのではないかと感じます。

〇千葉会長 何か今の時点で言えることはありますか。

〇事務局(田中青少年担当課長) 指標につきましては、我々も白紙ベースの話ですので、これから今回の指標の検証を踏まえた検討をすることになりますが、庁内の各部がそれぞれ施策を持っておりますので、その施策に基づく指標ということが、実効性のある指標にするという点で大事なことだと思います。その網をくぐらせながら、今後お示ししていきたいと考えております。

〇千葉会長 はい、河合委員、どうぞ。

〇河合委員 指標関連ですが、何の指標なのかが良くわからないと思っています。取組の指標なのか、取り組んだ結果の指標なのかという所で、混在しているように思うところがあります。「いじめ・不登校対策等の推進」の「不登校児童生徒の学校復帰の状況」についてですが、なかなか達成率が上がっていないようですが、取り組んでいないはずはないと思います。ですから、取組ということであれば、「こういう取組を」というのが指標になるのではないかと。「指標とは」という所を検討いただければと思います。

〇事務局(田中青少年担当課長) 結果ではなくて、取り組んでいる中身の指標にするようなイメージですね。

○河合委員 そうですね。指標自体をどうするのかというイメージです。

〇事務局(佐藤くらし安全局長) 今、混在しているということですね。整理されていない というか。わかりにくいということですね。

- 〇河合委員 そうですね。
- 〇千葉会長 もう少し整理する必要があると。
- 〇河合委員 取組の指標なのか結果の指標なのか、どちらを出すことになっているのかという、そこの整理かと思います。
- 〇千葉会長 そのあたりをもう少し検討して、次回に出してください。
- 〇事務局(田中青少年担当課長) はい。
- 〇千葉会長 いかがでしょう。

(発言者なし)

〇千葉会長 さきほどいろいろな説明が出ましたので、まだ、みなさんの頭の中が整理されていないのではないかという感じがするのですが、いかがでしょうか。それだけに、今日、この場で出すという状況ではないのかなあと思います。もうちょっと、新たにこういう場を設けて、それで話をした方がいいだろうという所があるような気がしますけど。

3人の委員の方から意見を出していただいたのですが、おそらく、他の委員の方も今日説明を聞いたことについて、あるいは、今日もらった資料などを見て、そしてさらに「待てよ、こういうこともあるんじゃないか」ということが出てくるのではないかと思われます。そう

いったことから、当然、道の方でも、またさらに整理したものを出していただけると思うのですが、そういったものが、また道から示され、そしてみなさんが次の審議会までに考えてきたことをここで出し合うことによって、さらに積極的に皆さんから意見を出していただいて、この審議会としての考え方をまとめていくというのが良いのではないかと思っています。

そういった意味では、次回、今出してもらった問題については扱うと考えて、みなさんからまだ意見が出しずらい状況であるということを考えますと、この議事につきましてはこのへんで、今日は終わりにしておきたいと思います。

- 〇高崎副会長 すいません。ちょっと質問よろしいでしょうか。
- 〇千葉会長 どうぞ。

〇高崎副会長 例えば、資料6の7ページの主な取組(45)の児童虐待の予防と早期対応の所を一例としての質問ですが、3番目の「里親や児童養護施設、児童家庭支援センター等」と「等」が出ていたり、他の所でも関係団体「等」という形で出ているのですが、例えば、具体的なイメージとして、どういう所までを想定されているのかという所で、それぞれみなさんが活動されている分野の中で、具体的なイメージがどういう風に繋がって、「ああ、こういう活動も、視野に入れられるのだな」とか、そういう所が具体的なイメージになるのかなという気がしまして、具体的にこれ以外に、どんなものがあるのかというのが、なかなか自分の活動分野以外の所でわからないという所もありますので、全部を網羅するのは大変かと思うのですが、もう少し具体的にどういうものが考えられているのかという所を実際の団体等を教えていただけると、私どもとしても、いろいろな意見を出しやすくなるかなと思いましたので、ちょっとご苦労をおかけしますが、お願いできればと思います。

- 〇事務局(田中青少年担当課長) わかりました。
- 〇千葉会長 それは事務局に対する要望ということですね。よろしくお願いします。
- 〇千葉会長 あと、よろしいでしょうか。

(発言者なし)

5 その他

〇千葉会長 それでは、本日、予定しておりました案件は全て終了となる訳ですが、その他 といたしまして委員の皆様から何かありましたら出していただければと思います。

(発言者なし)

〇千葉会長 ございませんか。それでは、事務局から、その他として何かありますか。

〇事務局(伊林主幹) 事務局の方から2点お話をさせていただきます。まず、会議の冒頭に佐藤局長からもお礼申し上げましたが、皆様におかれましては、昨年度中、条例の改正に対して多大なご協力をいただきましたことに対しまして、改めてお礼申し上げます。ここで若干、条例の附則のお話をさせていただきます。附則では、「平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」ということで、改正が必要かどうかということを5年ごとに検討しなさいという内容の附則がついております。今年がその附則の指定している検討の年でございます。

しかしながら、条例を所管する当課としましては、昨年、皆様のご協力を得た上、社会情勢の変化に応じた改正を行っているため、見直しの必要性はないと整理しておりますので、この場をお借りしまして、委員の皆様にご承諾願いたいと思います。

また、次回の審議会でございますが、基本計画の素案作成の進捗状況によりますが、今年の9月から10月の間を予定しております。時期が近づきましたら、日程を調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

〇千葉会長 分かりました。これで、本日の議事を終了いたします。ありがとうございました。

〇事務局(田中青少年担当課長) 千葉会長、ありがとうございました。審議会委員の皆様、本日は、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。 以 上